

一般財団法人 静岡県サッカー協会
運営責任者会議規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人静岡県サッカー協会（以下「この法人」という。）における運営責任者会議の設置、運営及び手続に関して定める。

(設 置)

第2条 この法人の県内各支部ならびに各種別の業務運営の執行及び運営に関する事項等を審議・協議するため、運営責任者会議を設置する。

第2章 組 織

(構成員)

第3条 運営責任者会議の構成員は、別表のとおりとする。

(任 期)

第4条 運営責任者会議の各構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 運 営

(開 催)

第5条 運営責任者会議の開催は、原則月1回とし、専務理事が招集する。

(議 長)

第6条 議長は、各支部長の互選により定める。

(事務局)

第7条 事務局は、運営責任者会議の運営に関する事務を行う。

(改 正)

第8条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

改 正 この規程は、平成25年6月27日より施行する。

別表

一般財団法人静岡県サッカー協会
運営執行責任者会議（構成員）

	役 職
1	業務執行理事（専務理事）
2	業務執行理事（常務理事）
3	東部支部長
4	中東部支部長
5	中部支部長
6	中西部支部長
7	西部支部長
8	1種委員長
9	大学高専委員長
10	2種委員長
11	3種委員長
12	4種委員長
13	シニア委員長
14	フットサル委員長
15	キッズ委員長
16	チャレンジド委員長
17	審判委員長
18	技術委員長
19	マッチコミッショナー委員長
20	医事委員長
21	女子委員長
22	監 事
23	クラブユース連盟
24	エコパハウス